

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員報酬のカットは利益操作？

Q：当社は、不況による業績不振が続いているため、役員報酬を今後1年間20%カットすることにしました。これは、利益操作として税務上何か問題が生じますか。

A：問題は生じません。

【解説】

法人税では、役員給与について定期の給与を報酬、臨時的な給与（退職給与を除きます）を賞与と規定し、役員賞与は損金に算入しないこととしています。

この場合、定期の給与とは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の単位として定期的に反復又は継続して支給される給与をいいます。

ご質問のように、業績不振によって役員報酬を減額することは、一般によく行われていることですし、今後1年間20%カットするという減額後の支給基準もあり、減額後の報酬は継続して支給されるわけですから、税務上問題はありません。

また、社長は30%、専務は20%といったようにカット率を変えても、地位による責任度合の反映ですから問題ありません。

ただ、月によって資金繰りの関係などでまったく支払わない月があったり、カットの率を変えたりすると、定期の給与とはいえなくなりますので注意してください。

